

併 用 林 道 協 定 K う τ

左配併用林道の管理について別紙併用林道協定書のとおり協定するものとする。

昭和四十三年八月十日

記

終

点

延

長

幅

員

二三八一メートル 三ペメートル

三朝町長 出

巳

新尼子林道 併用林道多称 三朝町大字中津林道分岐点 起 点 尼子国有林一〇林班界三朝町大字中津字尼子

昭治 参年八月拾日 原案可決

矢田秀雄

併用林道協定書(案)

三朝町認定の送路尼子線を党林署事業上の都合により、併 用林道にするため、下記事項により協定したので、本書 2 通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする

昭和 年 月 日

(甲)

(乙) 倉吉営林署長 印

記

- 1、この協定で三朝町を甲、倉吉営林署を乙とする。
- 2、との道路の管理者は甲とする。
- 起点三朝町中津、中津林道分岐 3、供用林道に編入する道路は 終点三朝町中津尼子国有林 10 林班界

の区間、延長2,381m、巾員3,6mとする。

- 4、乙はこの道路の併用の理由が解消したと認めたとき、甲と 協議のうえ併用を解除するものとする。
- 5、甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し、またはこの道路にともなう権利を第三者に譲渡する

場合には乙に協議しその承諾を受けなければならない。

- 6、この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つ よう努めなければならない。
- 7、この道路の修繕かよび改良に要する費用は、甲、乙協議し原則として受益の程度をもとにして負担するものとする。
- 8、甲または乙が必要と認める場合は、それぞれの負担にお いてみずから航項の工事をおこなうことができるものと する。
- 9、この道路の災害復旧工事は、原則として受益の程度をもとにし、甲、乙協議のうえ、負担工事箇所を定めそれぞれ実施するものとする。ただし、甲または乙の必要によって、それぞれの負担工事箇所をこえて復旧工事をおこなうときは、その費用は実施したものの負担とする。
- 10、甲は、前項により乙が実施した災害復旧工事が、災害復 旧事業費国庫負担記または補助金の対象とならないよう 措置するものとする。
- 11、この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局署事業上 必要あるものについては、双方協議のうえその施行は乙 においてすることができるものとする。

- 12、甲は、乙がこの道路に関する工事をおとなり場合において必要とする林道用地の提供その他一切の措置を、原則として甲の負担においておとなりものとする。
- 13、この道路に関する費用の負担は、国有林野の産物買受 人および国有林野事業の請負人に対しては一切賦課し ないものとする。
- 14、本協定に定められていない事項については、その都度 甲、乙協議して定めるものとする。
- 15、この道路の併用協定期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、必要に応じ甲、乙協議のうえ期間を 更新することができるものとする。